

秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

秋田県教育委員会規則第二号

秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の六の規定に基づき、秋田県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第二条 教育委員会は、法第四十七条の六第一項の規定に基づき、別表に掲げる学校に協議会を設置するものとする。

2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長の意見を聴くものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針に定める事項等)

第三条 法第四十七条の六第四項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 学校の教育計画に関すること。
 - 二 学校組織の編成に関すること。
 - 三 学校予算の執行に関すること。
 - 四 学校施設及び設備等の管理及び整備に関すること。
- 2 対象学校の校長は、法第四十七条の六第四項の規定による承認を得た同項に規定する基本的な方針（以下「基本的

な方針」という。)に従って当該対象学校の運営を行うものとする。

(意見聴取)

第四条 協議会は、法第四十七条の六第六項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第五条 法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。

2 前条の規定は、協議会が法第四十七条の六第七項の規定により教育委員会に対して意見を述べる場合について準用する。

(委員)

第六条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、十五人以内とする。

2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

3 法第四十七条の六第二項第四号の教育委員会が必要と認める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 対象学校の校長
- 二 学識経験のある者
- 三 関係行政機関の職員
- 四 その他教育委員会が適当と認める者

(委員の任期等)

第七条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務等)

第八条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動及び宗教活動に利用すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(委員の解任)

第九条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その委員を解任することができる。

- 一 委員から辞任の申出があつたとき。
- 二 委員が前条の規定に違反したとき。
- 三 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員を解任することが相当であると認めるとき。

2 教育委員会は、前項第二号から第四号までの規定により委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第十条 協議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十一条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないとき又は緊急を要するときは、対象学校の校長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、対象学校の校長と協議の上、委員以外の者に会議への出席を求めて意見を聴くことができる。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第十二条 会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の議事を妨げる行為をしてはならない。

(部会)

第十三条 協議会に、その所掌する協議事項のうち特定の事項を協議するため、部会を置くことができる。

(情報提供及び学校運営に関する評価)

第十四条 協議会は、対象学校に在籍する生徒の保護者及び地域の住民に対し協議会の協議の結果に関する情報を積極的に提供するものとする。

2 協議会は、対象学校の運営の状況について、毎年度点検及び評価を行うものとする。

3 協議会は、毎年度終了後速やかに、教育委員会に対し協議会の運営の状況を報告しなければならない。

(指導及び助言)

第十五条 教育委員会は、協議会の運営の状況を的確に把握し、必要に応じて協議会に対し指導及び助言を行うものとする。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）

- 一 秋田県立矢島高等学校
- 二 秋田県立ゆり支援学校